

(様式1)

佐教総第591号

令和3年2月5日

文部科学大臣 殿

佐倉市長 西田 三十五

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、
下記のとおり施設整備計画を変更したので提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

佐倉市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

平成30年度～令和2年度（3年間）

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

弥富小学校体育館の屋根落下防止対策工事と併せて、大規模改造(老朽)実施する。

(2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、地震により落下の危険性のある体育館のプレキャストコンクリート屋根について落下防止対策を行う。

- ・間野台小学校体育館屋根落下防止対策工事
- ・井野中学校体育館屋根落下防止対策工事
- ・弥富小学校体育館屋根落下防止対策工事

(3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

- ・衛生環境の改善を図るため、以下の学校施設のトイレ洋式化を推進する。
内郷小学校、志津小学校、弥富小学校、千代田小学校、井野小学校、間野台小学校、山王小学校、印南小学校、根郷小学校、和田小学校、南志津小学校、佐倉東小学校、寺崎小学校、(小:13校)

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		23 校
中学校		11 校
義務教育学校		校
中等教育学校(前期課程)		校
特別支援学校(小学部及び中学部)		校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		3 園
幼保連携型認定こども園		園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		校
教員及び職員のための住宅		戸
学校給食施設	単独校調理場	34 箇所
	共同調理場	箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	32 箇所
	学校武道場	6 箇所
	社会体育施設	6 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 ^{※1}	無	令和3年3月(予定)
国土強靱化地域計画 ^{※2}	有	令和2年9月

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>計画の初年度に、庁内において目標の達成度合いについて指標等を検討し、事業完了後に、その策定した指標等に基づき目標の達成度合いを計測する。</p>
